

栃木県わがまちつながり構築事業実績書(単位事業調査)
【連携事業】

幹事市町

上三川町

※事業主体が地域づくり団体等の場合のみ記載すること。

構成市町

下野市、壬生町、上三川町

事業名

1市2町連携古代の魅力発見まちづくり事業

事業主体の名称
※

代表者の名称※

事業主体の所在
※

事業主体の概要

・団体の目的:
・設立年月日:
・構成員等:

当該事業に係る
地域の現状と課題

下野市・壬生町・上三川町周辺は、飛鳥時代から奈良時代にかけての文化財が豊富に残されている地域である。飛鳥時代前半にあたる7世紀前半から中頃には終末期古墳である下野市の丸塚古墳、壬生町の車塚古墳、桃花原古墳、上三川町の多功大塚山古墳が築造された。その後、7世紀後半には大宝律令を選定した下毛野朝臣古麻呂の出身地である下野市～上三川町一帯に、下野薬師寺や河内郡の役所である多功遺跡、上神主・茂原官街遺跡などの重要な施設が設置された。8世紀中頃には下野国分寺・尼寺が設置された。
このように当該地域には飛鳥から奈良時代の東国の古代史を解明するために重要な史跡が多く集中することから、古墳等の文化財を活用する地域づくりを展開してきた。これまで「1市2町連携による「しもつけ古墳群整備・活用事業」「文化財を活用した地域づくり事業」「1市2町連携歴史まちづくり事業」を展開し、行政の枠を超えた一体的な文化財の保存・活用に取り組んできた。更に令和6年3月には、より一層の連携強化と文化財資源を活用した地域振興を目的に「下野市・上三川町・壬生町文化財連携事務研究会」を設立した。
今後も継続して地域住民に貴重な史跡が豊富に残された誇るべき地域である事を周知し、地域外から人を更に呼び込んでいくために、1市2町で連携して文化財資源の磨き上げとPRを行っていく必要がある。

事業目的

・豊富な文化財の観光資源化を図り、歴史ファンを中心とした来訪者を増やす。
・年間を通じて1市2町に観光客が訪れるようにする。
・将来的に歴史ファンを中心とした移住定住者を増やす。

事業概要

行政の枠を超えた広域連携事業を開催することで、幅広い事業展開が可能となり、多様な住民ニーズに合った学習機会の提供が可能となる。住民が広域的に歴史を学ぶ機会が増えることで文化財の保存活用に対する意識を高め、住民との協働による文化財を活用した地域づくりを推進し、観光資源のブラッシュアップを図り、県外からの集客につなげていく。また、各種座やイベント開催等については、1市2町のホームページ及び広報誌により周知を行うだけでなく、東京圏をはじめとした県外の資料館等の歴史関連施設にチラシの配架やポスターの掲示を依頼し、広くPRを行うことで県外からの集客にも積極的に取り組み、他市町との協力のもと事業を実施する。
〔令和6年度〕
◇地域住民の文化財保存活用に対する意識の向上を図るための連携事業を開催
・かみのかわ・みふ・しもつけ歴史ウォーク(上三川町・下野市・壬生町 12月7日(土)20名参加)
1市2町で歴史ウォークを展開することによって、広域的に歴史を学ぶ機会を増やす。それによって各市町間での関係人口を相互に創出していき、ボランティア団体連携強化
各市町にあるボランティア団体同士の横の繋がりを創出するための交流を実施し、行政の枠にとらわれない活動の促進を図る。
(下野薬師寺ボランティアの会・みふ古墳ボランティアの会・上神主・茂原官街遺跡振興会など)
◇各市町の文化財保護のための各種事業を開催
・市内建造物調査、VR動画の作成、遺跡整備講演会(下野市)
・ハニワ作り教室開催、勾玉作り教室、みふの古墳ハンフレット増刷、企画展チラシ印刷、愛宕塚古墳出土品修復復元業務(壬生町)
・文化財案内看板設置工事(上神主・茂原官街遺跡刻書瓦・生沼家住宅・かぶと塚古墳)、ハニワ作り教室開催(上三川町)
〔令和7年度〕

事業に係る市町
総合戦略の目標
及び KPI

〔下野市〕
【基本目標】②東京圏からの新しいひとの流れをつくる ④安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる
【数値目標】○観光客入込数:基準値 231万人→R7 271万人【R4実績 218万人】
○住みやすいと感じる市民の割合:基準値 86.7%→R7 90.0%
【KPI】○観光協会HPセッション数:基準値 33万6千件→R7 37万件【R4実績 25万9千件】
○下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館入館者の合計:基準値 30,500人→R7 32,500人【R4実績 16,700人】
〔壬生町〕
【基本目標】②壬生町への新しいひとの流れをつくる
【数値目標】観光客入込数 3,709,996人(H30)→5%増加(R7)【R4実績 2,663,882人】
【KPI】○ホームページアクセス数:H30 157,018→R7 210,000人【R4実績616,427件】
○みふハイウェイパーク来訪者数:H30 2,261,397→R7 2,500,000人【R4実績 1,791,789人】
○町内の東武鉄道駅乗降客数:H30 7,045→R7 7,300人【R4実績6,172人】
〔上三川町〕
【基本目標】②魅力ある“かみのかわ”への新しい流れの創出
【成果目標】○(東京圏からの転入者数:H30 190人 → R7 300人)【R4実績 268人/年】
【KPI】○観光客入込数:H30 85,280人 → R7 105,000件/年【R4実績 156,846人/年】

各年度ごとの事業内容及び事業費の内訳

(単位:円)

事業内容	令和6年度	令和7年度	支援期間の	
			事業費計	翌年度
・文化財ウォークの実施 ・文化財ハンフレット等の作成 ・文化財説明板設置 ・文化財調査及び報告会の開催 ・講演会、教室等の開催 ・発掘出土品保存処理業務 ・VR動画活用事業				
事業費	5,207,186	3,000,000	8,207,186	3,000,000
市町支出金(ソフト事業分)	5,207,186	3,000,000	8,207,186	3,000,000
うち県交付金	3,471,457	1,999,326	5,470,783	
市町支出金(ハード事業分)	0	0	0	0
うち県交付金	0	0	0	0
その他自主財源等	0	0	0	0

幹事市町担当情報

担当課(グループ・係)名	
担当者名	
電話	
連絡先 FAX	
E-mail	

栃木県わがまちつながり構築事業実績書(単位事業収支精算書)

市町名	上三川町	※連携事業の場合は幹事市町名を記載すること。
単位事業名	1市2町連携古代の魅力発見まちづくり事業	
対象年度	6	年度

1 収入の部

科目	精算額	備考
市町支出金	5,207,186	下野市2,466,012円、壬生町1,513,730円、上三川町1,227,444円
計	5,207,186	

2 支出の部

科目	精算額	財源			備考
		市町支出額		自主財源等	
			県交付金		
報償費	92,000	92,000	61,333	0	【上】はにわ作り教室謝金 【壬】埴輪作り体験教室謝金 【下】遺跡整備講演会謝金
費用弁償費	110,500	110,500	73,667	0	【下】遺跡整備講演会謝金報告者 旅費
消耗品費	51,144	51,144	34,096	0	【上】はにわ作り粘土 【壬】埴輪作り用粘 【壬】勾玉用石
印刷製本費	177,430	177,430	118,287	0	【壬】パンフレット増刷(よみがえる 富士山古墳) 【壬】企画展等チラシ印刷
委託料	4,776,112	4,776,112	3,184,074	0	【上】指定文化財説明看板3基 【壬】愛宕塚古墳発掘出土資料修 復復元 【下】市内建造物調査 【下】YouTubeVR動画作成業務
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
計	5,207,186	5,207,186	3,471,457	0	

科目欄には、原則地方自治法施行規則第15条別記の節(需用費、役務費は細節)の区分を用いてください。

具体的な支出内容については、備考欄に記入してください。

連携事業のうち、次に該当する場合は、様式1号-5も提出してください。

- 1 市町のみで事業を実施する場合
- 2 複数の地域づくり団体等に支出する場合

栃木県わがまちつながり構築事業実績書(連携事業支出整理票)

単位事業名	1市2町連携古代の魅力発見まちづくり事業	対象年度	6	年度
-------	----------------------	------	---	----

科目	精算額	下野市支出額		自主財源等	壬生町支出額		自主財源等	上三川町支出額		自主財源等	自主財源等	
			県交付金			県交付金			県交付金			県交付金
報償費	92,000	50,000	33,333	0	32,000	21,333	0	10,000	6,667	0		
費用弁償費	110,500	110,500	73,667	0	0	0	0	0	0	0		
消耗品費	51,144	0	0	0	39,300	26,200	0	11,844	7,896	0		
印刷製本費	177,430	0	0	0	177,430	118,287	0	0	0	0		
委託料	4,776,112	2,305,512	1,537,008	0	1,265,000	843,333	0	1,205,600	803,733	0		
計	5,207,186	2,466,012	1,644,008	0	1,513,730	1,009,153	0	1,227,444	818,296		0	0

科目欄には、原則地方自治法施行規則第15条別記の節(需用費、役務費は細節)の区分を用いてください。